

浜松市旧水窪地域自治区患者輸送事業実施要領

第1 目的

この要領は、公共交通機関のない塩沢地区における患者輸送の円滑な実施を図ることを目的とする。

第2 実施主体

浜松市旧水窪地域自治区患者輸送事業の実施主体は浜松市とする。ただし、当該輸送事業の実施について、入札参加資格並びに資格審査の時期及び方法に関する告示（平成20年10月1日告示第390号）の規定により委託しようとする年度の競争入札参加の資格の認定を受けている者に委託することができる。

第3 事業計画

市長は、年度当初において事業計画を作成し、患者輸送の効率的運用を図るものとする。

第4 患者輸送

市長は、毎月2回程度、患者輸送を行うものとする。

第5 費用の支弁

本輸送事業に要する経費については、第6に定める利用者の費用の負担額を除き、浜松市が支弁するものとする。

第6 費用の負担

利用者は、1人1乗車につき200円を事業者に直接払うものとする。ただし、身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の提示者は100円とする。

第7 事業実施状況の整理

市長は、患者輸送の円滑な実施及び今後の改善に資するため、運行年月日、患者の氏名、医療機関名、その他必要な事項を記録、整理するものとする。

附 則

この要領は、平成17年7月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。